



東邦大学

産業医が伝えたい

職場における熱中症対策

5

2026
(木)

16:00

16:30

28



写真提供 © 2025 Toho Univ. & Yoshinomayumi

大田区と東邦大学が連携して開催する「官学連携人材育成講座」。今年のテーマは、職場の熱中症対策を取り上げます。**令和7年6月1日から職場における熱中症対策の強化が事業者に義務付けられました**が、熱中症の対策はどのようにすればよいか、そもそも熱中症とはどのようなものか、ご存じでしょうか。今回は、東邦大学医療センター大森病院の総合診療科医・産業医の前田正准教授がわかりやすく丁寧に解説します。熱中症のおそれがある方を早期発見し、対応するためには熱中症を正しく知ることから始まります。ぜひご参加ください。

講師

東邦大学医療センター大森病院
総合診療・急病センター 准教授
労働衛生コンサルタント

前田 正

概要

- 注目！職場における熱中症の現状
～死傷者数は増加しています～
- 熱中症とは？
- 熱中症の症状と健康チェック
- 熱中症の根幹となる脱水症状と職場でできる対応

対象

大田区産業振興協会職員および関連団体
大田区職員および関連団体
大田区内に勤務されている方

事前申込

〆切 5月26日(火)12:00

事前申込フォームに必要事項を記載し、お申し込みください。
当日視聴用のZoomは前日に、ご登録されたアドレスに送信します。



←事前申込フォーム

HPの申し込みフォームからも可能です。

大田区官学連携



注目！

令和7年6月1日
スタート！

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における
熱中症対策の
強化について



熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知
※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとします。

出典：厚生労働省 職場における熱中症対策の強化について